商業登記規則等の一部改正について

平成27年2月3日(火)に商業登記規則等の一部を改正する省令が公布されました。 この省令の施行により、**平成27年2月27日(金)から**、下記について変更となります。

1. 役員の登記(取締役・監査役等の就任、代表取締役等の辞任)添付書面の改正

(1)株式会社の設立の登記又は役員(取締役、監査役等)の就任(再任を除く)の登記を申請するときには、本人確認証明書の添付が必要となります。

(取締役等の印鑑証明書(市区町村長が作成したもの)を添付する場合を除く。)

- ◆取締役等の「本人確認証明書」の例
 - 住民票記載事項証明書(住民票の写し)
 - 戸籍の附票
 - ・住基カード(住所が記載されているもの)のコピー※
 - ・運転免許証等のコピー※ ※裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印

<改正の対象となる登記申請>

- ・株式会社の設立の登記の申請
- ・取締役、監査役又は執行役の就任(再任は除く)による変更登記の申請
- (2)代表取締役等(登記所に印鑑を提出した方)の辞任の登記を申請するときには、辞任届に、当該代表取締役の実印の押印(市区町村長作成の印鑑証明書添付)又は登記 所届出印の押印が必要となります。

<改正の対象となる登記申請>

- ・代表取締役の辞任の登記の申請
- 代表執行役の辞任の登記の申請
- ・代表取締役である取締役の辞任の登記の申請
- ・代表執行役である執行役の辞任の登記の申請 ※登記所に印鑑を提出している方が辞任する場合の登記の申請です。

2. 役員欄への婚姻前の氏の記録について

商業登記簿の役員欄に役員の**婚姻前の氏**をも記録することができるようになります。

平成 27 年 2 月 27 日以降

取締役 甲野〇〇 (乙原〇〇) 平成27年4月1日就任 平成27年4月8日登記

※登記の申請時に申出をしたときに限り、()内に婚姻前の氏名が記録されます。

役員(取締役、監査役、執行役、会計参与又は会計監査人をいいます。)又は清算人の就任等の登記の申請をするときには、婚姻により氏を改めた役員又は清算人(その申請により登記簿に氏名が記録される方に限ります。)について、その婚姻前の氏をも記録するよう申し出ることができるようになります。

< 婚姻前の氏の記録の申出をすることができる登記申請>

- ・設立の登記の申請
- 清算人の登記の申請
- ・役員(取締役、監査役、執行役、会計参与若しくは会計監査人)又は清算人の就任による変更の登記の申請
- ・役員又は清算人の氏の変更の登記の申請
 - ※申出は、これらの登記の申請と同時に、申請人が行うことになります。

(戸籍謄本等の添付が必要)

※なお、平成27年8月27日(木)までは、会社の代表取締役等(登記所に印鑑を提出した方)は、現に登記されている役員等の婚姻前の氏の記録について、いつでも、 その記録の申出をすることができます。

(平成27年8月27日以降は、上記の登記の申請をするのと同時でなければ、婚姻前の氏の記録の申出をすることができませんので、ご注意ください。)

以上についての詳細は、法務省のHP(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html)をご確認ください。